

社団法人日本外科学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本外科学会という。

2 この法人は、英文名称を Japan Surgical Society という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービルディング内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外科学に関し会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び関連学協会との研究連絡、提携の場となり、外科学の進歩普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会等の開催
- (2) 機関誌、論文図書等の刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 外科学及びこれに関する医療制度の資料の収集並びに研究及び調査
- (5) 優秀な業績の表彰
- (6) 外科学に関する研究及び調査
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
外科学に関する知識、経験を有する医師又はこれに準ずる者で、この法人の目的に賛同して入会した者
- (2) 特別会員
この法人に対して、特別の功勞のあった者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者
- (3) 名誉会員

日本外科学の進歩発展に多大な寄与をした者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者
(入会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、当該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(懲戒)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを懲戒することができる。

- (1) 日本国の法律又は本会定款、若しくは規則等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉又は信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
- 2 懲戒は、次の3種とする。
- (1) 除名
 - (2) 3年以内の学会活動停止
 - (3) 嚴重注意

3 前2項により会員を除名する場合には、理事会の議決に加え、総会において代議員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。この場合、その会員に対し、総会で議決する前に弁明の機会を与え

なければならない。

第4章 役員・代議員及び職員

(役員)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上14名以内(うち、理事長1名)

(2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、別に定めるところにより、総会で選任する。

2 理事長は、理事が互選によって選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。

5 理事に異動があったときは、その旨を遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、その旨を遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を組織し、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決し、執行する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は総会若しくは文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは理事会又は総会を招集すること。

(役員任期等)

第16条 理事及び監事の任期は2年とし、通常総会終了時に始まり、次々期通常総会終了時に終わる。

2 理事長は、再任を妨げない。ただし、通算2期を超えて再任されることができない。

3 理事及び監事は、再任を妨げない。ただし、理事は、前項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができず、監事は、通算2期を超えることができない。

4 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

6 役員が次の各号の一に該当するときは、総会で、代議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(代議員)

第17条 この法人に、250名以上300名以内の代議員を置き、民法上の社員とする。

(代議員の選任)

第18条 代議員は、総会において別に定めるところにより、正会員の中から選任する。

(代議員の任期等)

第19条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 代議員には、第16条第4項から第6項の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、それぞれ「代議員」と読み替えるものとする。

(代議員の職務)

第20条 代議員は、総会を組織し、審議事項を議決する。

(役員及び代議員の報酬)

第21条 役員及び代議員は、無給とする。ただし、役員及び代議員には費用を弁済することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を

置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免し、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 会議

(理事会の種別及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
- (3) 第15条第1項第4号の規定により、監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の招集)

第24条 理事会は、第15条第1項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の請求を受けたときは、その請求を受けた日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(総会の構成)

第27条 総会は、代議員をもって構成する。

(総会の種別及び開催)

第28条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
- (2) 代議員現在数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
- (3) 第15条第1項第4号の規定により、監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)

第29条 総会は、第15条第1項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第1号又は第2号の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の通知)

第30条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は機関誌をもって、遅くとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第31条 総会の議長は、会議のつど、出席代議員の互選で定める。

(総会の議決事項)

第32条 次に掲げる事項については、通常総会の議決を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書についての事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第33条 総会は、代議員現在数の過半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 第26条第1項ただし書の規定及び同条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合には、同条中「理事会」とあるのは「総会」と、又、「理事」とあるのは「代議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(会員への通告)

第34条 総会の議事の要領及び議決した事項は、全会員に通告する。

(議事録)

第35条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び当該会議において選任された出席代表者2名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立の際、日本外科学会から継承した財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) この法人設立の際、日本外科学会から継承した財産のうち、基本財産の部に記載された財産
 - (2) 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

- 2 基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するか、又は定額郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。
- 3 運用財産のうち、その一部に限り、理事会及び総会の議決を経て、不動産を購入することを妨げない。
(基本財産の処分の制限)

第39条 基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び代議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出を行うことができる。
- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後、3カ月以内に理事長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、若しくは翌年度に繰り越すものとする。
(新たな義務の負担等)

第43条 第39条ただし書及び第44条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。
(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数及び代議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。
(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、理事現在数及び代議員現在数

